

萩原 久美子 下関市立大学経済学部教授

杉浦 浩美 埼玉学園大学大学院専任講師

「わが国のポジティブアクションは新たな段階に入った」。

今年2月16日、国連欧州本部（ジュネーブ）で開かれた国連女性差別撤廃委員会の審議。女性に対するあらゆる差別の禁止を定めた女性差別撤廃条約をめぐり、締約国日本の進捗状況を審査する会議の冒頭スピーチで、日本政府代表団団長の杉山晋輔外務審議官はそう高らかに宣言し、昨年12月15日に策定されたばかりの第4次男女共同参画基本計画実行への決意を表明した。

「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を目玉とする同計画に基づき、今後、柔軟で多様な働き方を選択できる労働環境を作ること、女性の参画拡大に関する一定目標と期間を定めて実行に移す「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の導入により女性採用や管理職登用を推進していくこと、有期雇用者の取得条件の緩和などを盛り込んだ育児介護休業法改正の動き、さらには今年4月から実施される女性活躍法の完全実施による女性のトップリーダー登用と指導層人材の育成——。

2030年までにあらゆる分野での女性参画を50%に引き上げる国連の目標には届かないとはいえ、2012年12月の安倍政権発足以降、日本政府が「女性活躍」を重点課題とし、あらゆる分野への女性の参画を推進する施策の実施にあたっていることを審議の場で改めて強調していった。

それに対し、国連女性差別撤廃委員会委員たちは簡潔にこう指摘した。「国内計画は評価するが、差別的運用を是正するための法律改正をなぜしないのか」「男女共同参画と男女平等は別のものだ」「日本政府の男女共同参画は経済活性化のためのものなのか」。2009年の前回審査から女性の状況が大きく変化していないことから、委員の一人はNGOとの意見交換の場で「後退とまではいわないが、停滞しているのではないか」と日本の取り組み姿勢にも疑問を呈した。

#### はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教などを経て現職。

著書に『復興を取り戻す——発信する東北の女性たち』（2013年、岩波書店、共編）、『育児休職』協約の成立——高度成長期と家族的責任』（2008年、勁草書房）、『迷走する両立支援——いま子どもをもって働くということ』（2006年、太郎次郎社エディタス）など。

#### すぎうら ひろみ

立教大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。専門は、労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント、家族社会学。

著書に『働く女性とマタニティ・ハラスメント——「労働する身体」と「産む身体」を生きる』（大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞）、共著に『セクシュアリティの多様性と排除』（明石書店、2010年）、『自立と福祉』（現代書館、2013年）、『多元的共生社会の構想』（現代書館、2014年）、『なぜ女性は仕事を辞めるのか』（青弓社、2015年）等がある。

それだけではない。「男女共同参画は個人としての能力を発揮することを人権の一要素として位置づけている」との立場をとる日本政府に対して、今回の審議の場では、雇用、教育、経済活動、社会保障などあらゆる分野における、シングル・マザー、高齢女性、障害を持つ女性、アイヌ女性、部落女性、移民女性、外国人女性、LGBTをはじめとするマイノリティの状況を懸念する意見、質問が前回に増して相次いだ。その質疑と応答は、日本政府がやはり審議の場で打ち出した「一億総活躍」の英訳（Dynamic Engagement of All Citizens）に含まれる「市民」とは誰を指すのか、日本政府が第4次男女共同参画計画において強調する「女性活躍」の「女性」とはだれなのか、を浮き彫りにしたのではなかったか。

そこで、本特集では第4次男女共同参画基本計画を手がかりに、いわゆる一億総活躍の中に組み込まれた「男女共同参画」の成果と政策の方向性を考えてみたい。

男女共同参画基本計画とは、1999年に制定された男女共同参画社会基本法に基づく法定基本計画で5年おきに策定される。いわば今後5年間のジェンダー平等に関する政策の方針と方法、実行枠組みがここに示されているのである。その今般の第4次基本計画では、すでに述べたように主要な柱である「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域が示されている。

その政策領域から私たちはあえて主要テーマとされている「あらゆる分野における女性の活躍」ではなく、「健康」「暴力」「貧困」が盛り込まれた「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の領域に目を向けた。

いうまでもなく、女性活躍の内実を問えば課題は山積みであり、男性中心型労働慣行は「変革」どころか

「強化」され、第4次計画における女性管理職登用の数値目標の後退という具体的な問題もある。しかし、女性に対する差別を包括的に禁止する司法整備もなされず、「活躍」以前の課題である「安心・安全」、すなわち基本的な人権保障がかすむ今、第4次計画に通底するジェンダー平等政策の根本的な課題を少しでも明らかにすることから始めたいと考えた。

その思いから4人の論者を迎えた。若年女性の貧困化・下層化という問題を提起する宮本氏は、その特徴を「労働と家庭からの排除」という視点から分析する。不安定就労の拡大、さらには非婚化や未婚率の上昇といった家族変容は、男性以上に、より弱い層の女性たちを直撃していることがわかる。

続く田中重人氏は高校教材における妊娠適齢期に関する改竄グラフ問題を追及した研究者の一人で、第4次計画策定過程に至るまでの「科学」「知識」を利用した国による若年出産奨励の動きと同計画における「性差」の強調を明らかにしている。

DV支援現場での実践の経験を持つ研究者桑島薫氏は暴力の根絶という本来の目標を実現するうえで、現状の「逃げる」「切り離す」DV対策の限界について論じている。地方分権、自治体予算の削減の中で相談体制にお金をかけられないDV対策の課題を提示している。

4人目の論者、皆川満寿美氏は東日本大震災の被災地の女性支援活動に深くかわかり、国の防災計画に女性の視点を組み込むよう働きかけてきた研究者である。その立場から、第4次計画で新たに設けられた「防災・復興体制」分野について解説いただいた。地域コミュニティにおける「女性リーダー」の意義と市民社会の重要性を改めて伝えてくれる。

本特集が、一億総活躍の「市民」とはだれなのか、今後、5年間の計画実行過程における「女性」とはだれなのか、「男女共同参画」とはだれのものなのか——を問う議論の端緒となれば幸いである。